

特定信書便事業の現況

「民間事業者による信書の送達に関する法律」（信書便法）が、平成15年4月1日に施行され、12年が経過。この間、「一般信書便事業※1」への参入はないものの、「特定信書便事業※2」への参入は着実に増加。

平成27年3月末現在の特定信書便事業への参入実績等は次のとおり（「2 特定信書便事業の取扱実績」については平成26年度（平成26年4月1日～平成27年3月31日の間）の実績）。

※1 はがきや手紙など、軽量・小型の信書便物（長さ40cm、幅30cm、厚さ3cm以下で、重量250g以下）を全国均一料金で全国において引き受け、国内において原則3日以内に送達するサービスを提供するもの。

※2 特定の需要（以下の3類型）に応えるサービスを提供するもの。

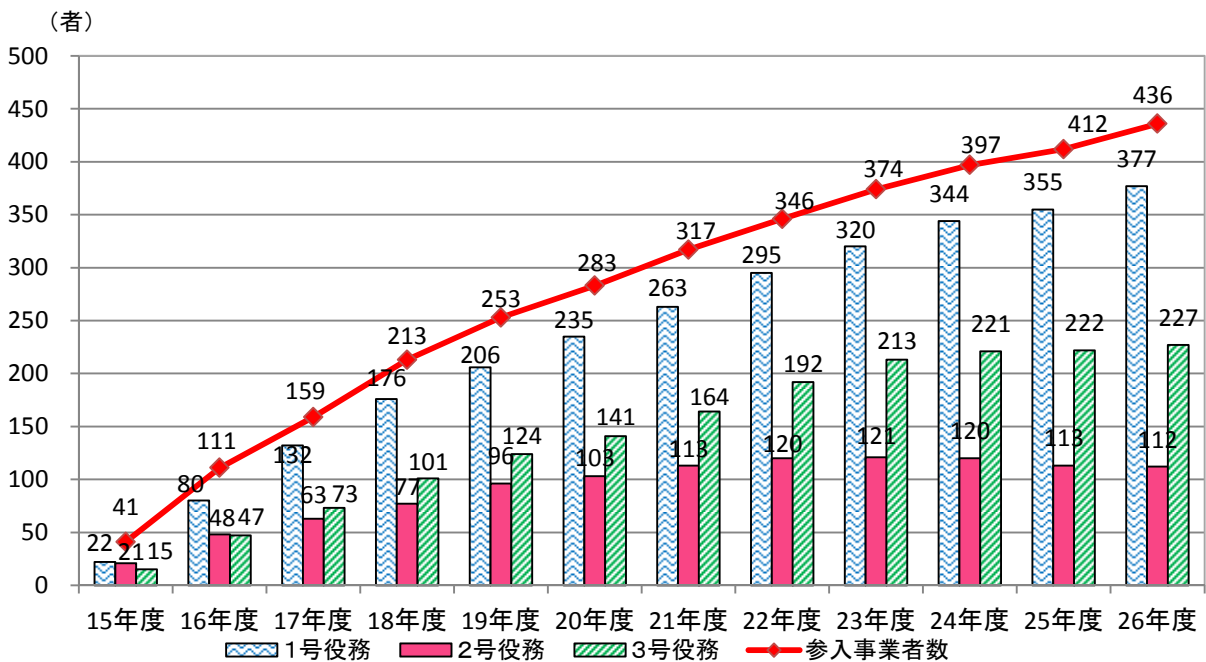
- ①長さ・幅・厚さの合計が90cmを超え、又は重量が4kgを超える信書便物を送達するサービス（1号役務）
- ②差し出された時から3時間以内に信書便物を送達するサービス（2号役務）
- ③料金の額が1,000円を超える信書便物を送達するサービス（3号役務）

1 特定信書便事業への参入状況

（1）特定信書便事業への参入事業者数の推移

- 平成27年3月末現在で436者が参入（平成27年7月末現在で447者。）
- 平成15年度から26年度までの12年間の平均参入事業者数は概ね36者／年と着実に増加
- 役務別にみると、1号役務に参入している事業者数が377者と最も多く、次いで3号役務227者、2号役務112者の順（図表1-1）

図表1-1 特定信書便事業への参入事業者数及び役務別提供者数※の推移（年度別）



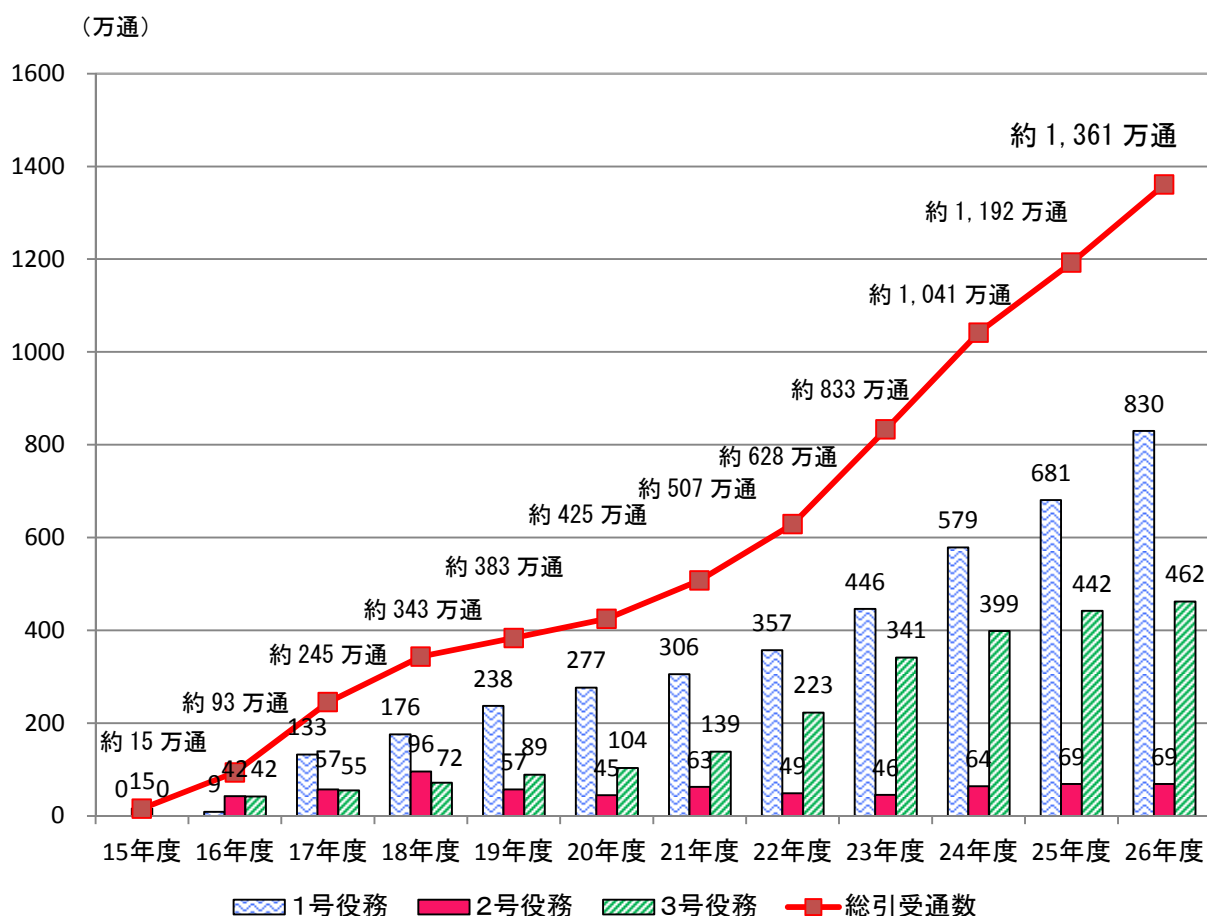
※複数役務に参入する事業者がいるため、特定信書便事業への参入事業者数とは一致しない。

2 特定信書便事業の取扱実績

(1) 引受通数

- 平成26年度の総引受通数は約1,361万通で、対前年度比約1.1倍（約169万通）の増加
- 平成26年度の総引受通数に対する各役務別引受通数の占める割合は、1号役務が61.0%と最も高い。次いで3号役務が33.9%、2号役務が5.1%となっている。

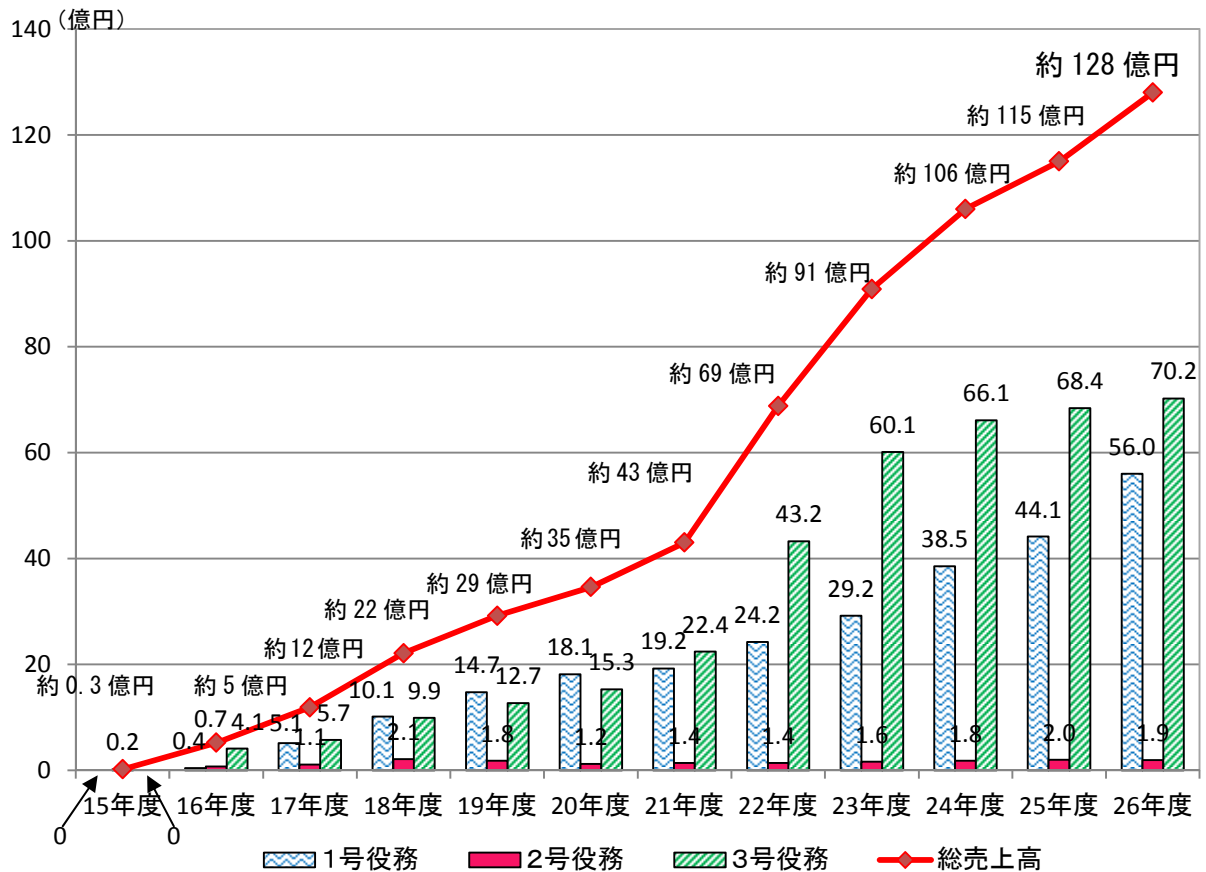
図表 2-1 役務別特定信書便引受通数の推移



(2) 売上高

- 平成26年度の売上高総額は約128億円で、対前年度比約1.1倍（約13億円）の増加
- 平成26年度の売上高総額に対する各役務別売上高の占める割合は、3号役務が54.8%で最も高く、次いで1号役務が43.7%、2号役務が1.5%となっている（図表 2-2）
- 約13億円の増加のうち、12億円弱は1号役務が占めており、残りを3号役務が占めている。平成26年度は1号役務の伸びが特に著しい。

図表 2-2 役務別特定信書便売上高の推移



(3) 要因分析

- 平成26年度の総引受通数が過去3番目の伸び（総引受通数約169万通増）
- 売上高については過去4番目の伸び（売上高約13億円増）
- 平成26年度は、昨年度に引き続き、1号役務の伸びが顕著（引受通数は約1.2倍の伸び、売上高は約1.3倍の伸び。）
- 業績拡大の主な要因（事業者ヒアリングより）
 - (1) 1号役務
 - ・顧客である官公庁、一般企業等における信書制度及び信書便に対する理解の浸透、コンプライアンス遵守意識の向上による信書便の利用の増加
 - ・特定信書便事業者であることを応募条件とする官公庁による入札案件の増加
 - (2) 3号役務
 - ・既存商品との差異化を図るべく、オリジナル商品の充実化及び高付加価値商品の販売強化
 - ・メルマガ配信による新たな電報利用シーンの創出
 - (3) 1号役務および3号役務共通
 - ・信書便事業者の主催によるセミナーの開催や顧客に対する信書制度の周知を図ったことによる、顧客からの信書便の利用の増加

3 信書便事業者の事業状況

(1) 参入事業者が行う主たる事業

○ 参入事業者436者が行う主たる事業をみると、貨物運送業が328者と大多数を占め、次いで警備業29者、障がい者福祉事業11者の順。(平成26年度末現在)(図表3-1)。

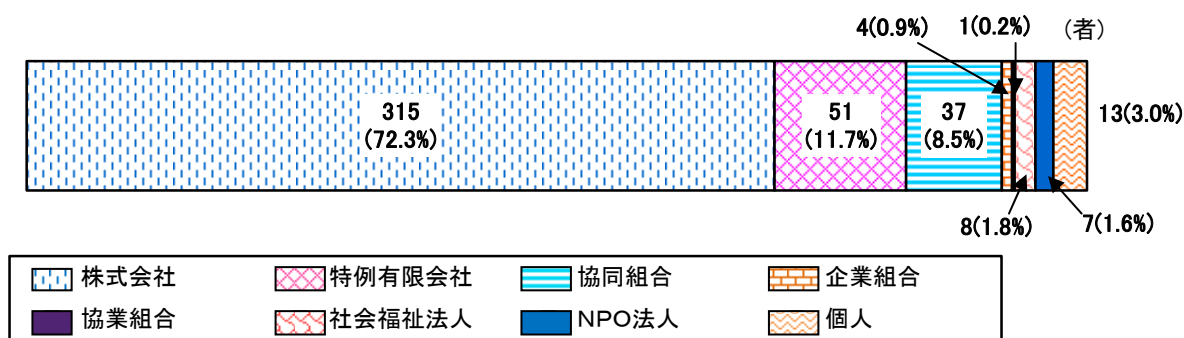
図表3-1 主要業種別・参入事業者内訳

業種別	事業者数	業種別	事業者数
貨物運送業	328	情報サービス業	3
警備業	29	信書送達業	2
障がい者福祉事業	11	鉄鋼業	1
ビルメンテナンス業	10	印刷業	2
電気通信サービス業	6	建設業(造園工事)	1
廃棄物処理業	5	教育, 学習支援業	1
旅客運送業	5	その他卸売・小売業	6
不動産業	2	その他サービス業	24
計		436	

(2) 参入事業者の経営形態

○ 会社形態(株式会社及び特例有限会社)をとっている者が366人で、全体の84.0%を占める(図表3-2-1)。会社形態以外では、協同組合形態が37者(8.5%)(主に県単位の赤帽軽自動車運送協同組合が参入)、個人が13者(3.0%)となっている。その他、社会福祉法人8者(1.8%)、NPO法人7者(1.6%)等がそれぞれ参入(平成26年度末現在)。

図表3-2-1 参入事業者の経営形態



- 会社形態の参入事業者を資本金規模別に見ると、85.0%（311社）が1億円未満の会社であり、中でも1千万円以上1億円未満の会社の割合が一番多く、会社形態の参入事業者の69.4%（254社）を占める（平成26年度末現在）（図表3-2-2）

図表3-2-2 参入事業者（会社形態のもの）の資本金規模

(者)

資本金	～1千万円未満	～1億円未満	～10億円未満	10億円以上	合計
会社数	57 (15.7%)	254 (69.4%)	43 (11.7%)	12 (3.3%)	366 (100%)

(3) 地域別参入状況

- 大都市圏だけでなく、全国に満遍なく事業者が参入している（図表3-3）。特定信書便事業者の参入のない県は2県のみ

図表3-3 参入事業者の内訳（本社所在地別）

都道府県	参入事業者数	都道府県	参入事業者数	都道府県	参入事業者数
北海道	18	長野	4	岡山	8
青森	3	富山	6	広島	14
岩手	2	石川	6	山口	3
宮城	3	福井	6	徳島	1
秋田	3	岐阜	3	香川	4
山形	2	静岡	7	愛媛	7
福島	3	愛知	19	高知	0
茨城	4	三重	5	福岡	26
栃木	1	滋賀	3	佐賀	12
群馬	2	京都	8	長崎	9
埼玉	13	大阪	49	熊本	8
千葉	4	兵庫	12	大分	4
東京	93	奈良	3	宮崎	3
神奈川	24	和歌山	1	鹿児島	8
山梨	0	鳥取	2	沖縄	9
新潟	5	島根	6	全国	436

信書便事業の概要

1 信書便法の目的

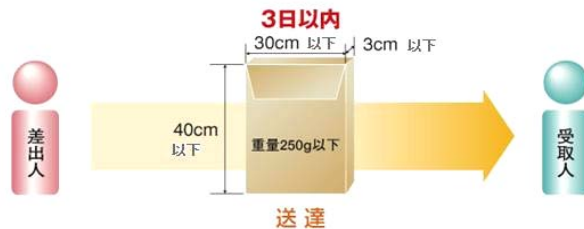
平成15年4月から、信書のユニバーサルサービスを確保しつつ、競争原理を導入（新規参入の促進、利用者の選択肢の拡大）

※「信書」とは、「特定の受取人に対し、差出人の意思を表示し、又は事実を通知する文書」（郵便法第4条第2項）

※「ユニバーサルサービス」は、諸外国の制度等も踏まえると、基本的には、①全国均一料金、②ポスト投函制、③全国あまねく公平な提供、④継続的な提供の4つの要素から構成され则认为られる。

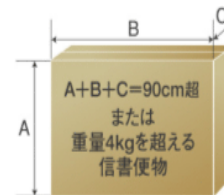
2 信書便事業の種類

(1) 一般信書便事業（基礎的なサービス）：許可制
一定の大きさ及び重量の信書を差出日から
原則3日以内に送達

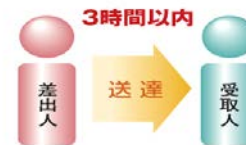


(2) 特定信書便事業（特定の需要に応えるサービス）：許可制
次のいずれかに該当する信書便のみを提供

①大型信書便サービス
（例：本庁・支庁間の巡回便）



②急送サービス
（例：バイク便等の急送便）



③高付加価値サービス
（例：配達記録、電報類似型）



1,000円を超える料金

3 参入状況（平成27年3月末現在）

<類型別>

	一般信書便	特定信書便
参入事業者数	0	436

（注）複数のサービスを提供する事業者があるため、<類型別>と<サービス種類別>の数は一致しない。

<サービス種類別>

① 大型信書便サービス	377
② 急送サービス	112
③ 高付加価値サービス	227
計	716